

社会福祉法人 友の会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人友の会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

（定義）

第2条 本規程でいう役員・評議員等とは、理事・監事・評議員・評議員選任解任委員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

（理事会及び評議員会の出席報酬等）

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分を支払うことができる。

3 評議員選任解任委員についても、同様とする。

4 報酬の支払いは別表に基づき、出席の都度現金を支給する。

（役員及び評議員の勤務報酬等）

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

4 評議員選任解任委員についても、同様とする。

（監事の報酬等）

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(決議機関)

第9条 本規程は評議員会の決議をもって施行するものとする
付 則

この規程は、2011 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、2012 年 3 月 23 日に改定する。

この規程は、2011 年 4 月 1 日に遡り施行する。

この規程は、2017 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、2018 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、2018 年 8 月 24 日に改定する。

この規程は、2018 年 9 月 12 日に施行する。

別表１（日額）

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	5,000 円
評議員会出席報酬等	5,000 円
苦情対応第三者委員	5,000 円

別表２（日額）

名 称	報 酬
理事長業務報酬等	7,000 円
理事及び評議員 業務報酬等	7,000 円
監事監査指導報酬等	7,000 円
苦情対応第三者委員	7,000 円

別表３（日額）

旅 費	宿泊費	報酬	その他
実 費	15,000円	11,111円	実費

障害者にあつて、介護タクシー利用の場合は、タクシー代（自宅―施設 往復）を実費弁償費とする。